

令和5年度公益財団法人奈良県スポーツ協会  
トップアスリート育成支援事業補助金実施要項

公益財団法人奈良県スポーツ協会トップアスリート育成支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づく事務手続きを円滑に進めるため、次のとおり実施要項を定める。

1. 選手育成強化事業

(1) 補助金交付申請

交付要綱第4に定める関係書類とは次のものをいう。

①事業実施計画書（第1号様式）

- ・「日帰り練習」「宿泊を伴う練習」別に作成すること。
- ・事業の種類欄で「日帰り練習」「宿泊を伴う合宿・遠征」のいずれかを選択すること。
- ・「会場」「宿泊」「参加人員」「実施・会計責任者」欄は、必要事項を記載すること。
- ・成年種別の合宿は、県外在住選手の参加人数を必ず記入すること。
- ・経路が確認できるように出来るだけ詳細に記入すること。

②事業収支予算書（第2号様式）

- ・収入の部の科目欄は「県スポーツ協会補助金」とし、事業実施に必要な所要額を記入すること。
- ・支出の部の科目欄は「講師謝金」「講師交通費」「指導者交通費」「指導者宿泊費」「選手交通費」「選手宿泊費」「負担金」「使用料及び賃借料」の指定科目で予算を作成すること。

(2) 実績報告書

交付要綱第9に定める関係書類とは次のものをいう。

①事業実施報告書（第3号様式）

- ・事業実施計画書に準じて作成すること。

②事業収支決算書（第4号様式）

- ・事業収支予算書に準じて作成すること。

(3) 選手育成強化事業補助金基準単価

①講師謝金

内 容	単 位	限 度 額
外部の著名指導者を招聘	1時間あたり 1日あたり	6,500円以内 26,000円以内

②旅 費

区 分	支出種別	金 額
県内の場合	交 通 費 宿 泊 費	一律 1,000円 一泊 10,000円以内
県外の場合	交 通 費 宿 泊 費	実費支給 一泊 10,000円以内

③負担金

内 容	金 額
国体・近プロ大会を除く近畿大会レベル以上の 競技大会等への参加費負担金	実費支給

④会場等使用料

内 容	金 額
強化練習等の会場借用料	実費支給

(4) 事業報告書添付証拠書類等について

報告時に添付する様式に加え、次の証拠書類（領収書等のコピー）を添付すること。

支出種別		具体的内容
①謝金	謝金	本人が署名押印（サイン）若しくは記名押印したもの
②旅費	交通費	交通費を受け取った本人の署名押印（サイン）若しくは記名、押印したもの
	宿泊費	宿舎の領収書（人数、単価と泊数記載のもの）
③負担金	参加費	参加費の領収書（参加人員記載のもの）
④使用料及び賃借料	使用料	会場借用料、器具借用料等の領収書

## 2. 指導者育成強化事業

### (1) 補助金交付申請

交付要綱第4に定める関係書類とは次のものをいう。

- ① 指導者育成強化事業実施計画書（第5号様式）
- ② 参加者名簿（第6号様式）
- ③ 指導者育成強化事業収支予算書（第7号様式）

### (2) 実績報告書

交付要綱第9に定める関係書類とは次のものをいう。

- ① 指導者育成強化事業報告書（第8号様式）
- ② 指導者育成強化事業決算書（第9号様式）
- ③ 経費内訳書（第10号様式）

### (3) 補助対象事業

公益財団法人日本スポーツ協会が定める公認スポーツ指導者資格取得のための講習会受講費について補助する。

### (4) 補助対象経費及び補助額

補助対象経費は、上記を行うために要する経費（旅費（往復）、宿泊費、受講料）の実費分とし、原則、上限114,100円／人として補助金を交付する。ただし、補助上限額については、公益財団法人奈良県スポーツ協会と協議のうえ、承認を得たものについては、この限りではない。

### (5) 事業実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

※ただし、補助金交付申請は令和5年5月31日までにを行うこと。

### (6) その他

- ① 宿泊費、受講料は、領収書原本の添付が必要である。
- ② 交通費については、経路及び費用のわかるものを添付すること。